

白河市告示第73号

白河市財務規則（平成17年白河市規則第37号）第111条第1項及び第122条第1項の規定に基づき、市が実施する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の規定による指名競争入札又は同施行令第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札の方法により業務委託（測量・調査・設計）の請負の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を次のとおり定める。

令和7年10月10日

白河市長 鈴木 和 夫



1 対象業種

業務委託測量等（測量・調査・設計）

2 受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）まで

3 提出方法

郵 送 令和7年11月28日（金） 消印有効

送付先：〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1

白河市役所本庁 財政課 工事契約検査室

4 入札参加資格は申請書等により審査のうえ市長が認定する。

5 当該資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とする。

6 競争入札に参加することができない者（申請書を提出できない者）

白河市競争入札参加資格及び申請手続等に関する要綱（平成17年白河市告示第78号）第2条に掲げるもののほか次のとおりとする。

（1）白河市において市税等を滞納している者

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者

7 業務種別

測量等（測量・調査・設計）の申込種別

業務種別	業 務 内 容	申 請 の 要 件
地上測量	測量一般、地図の調整	測量業の登録があること
航空測量	航空機による測量、地図の調整	測量業の登録があること
調 査	地質調査	建設コンサルタントにおいては、土木工事に関する設計図書の作成が含まれる場合は、下記の「土木設計」とする。
	補償コンサルタント	
	◎建設コンサルタント（土木工事に関する設計図書の作成を含まない部門）	
	※ <u>土地家屋調査、漏水調査、管路調査、不動産鑑定については、別途財政課管財係で受付ける物品等入札参加資格申請受付に係る役務の提供分野での登録となります。</u>	
土木設計	土木に関する工事の設計又は監理	申請する部門に係る技術者がいること。なお、建設コンサルタントにおいては、土木工事に関する設計図書の作成を含まない場合は、上記の「調査」に区分する。
	◎建設コンサルタント（土木工事に関する設計図書の作成を含む部門）	
建築設計	建築に関する工事の設計又は監理	建築士事務所の登録があること
	建築士事務所	

8 その他必要な事項は別に定める。